

通所介護及び介護予防通所介護

通所介護事業所 やすら樹 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団祐昇会が開設する通所介護事業所 やすら樹(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所介護事業所 やすら樹
- ② 所在地 横浜市緑区十日市場町 868-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 単位目

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

② 従業者

生活相談員 1名以上(常勤3名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画及び横浜市通所介護相当サービス計画書(以下、「通所介護計画等」という。)の作成の補助等を行う

看護職員 1名以上(常勤1名)

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

介護職員 5名以上(常勤1名、非常勤6名)

介護職員は、通所介護等の業務に当たる。

機能訓練指導員 2名以上(常勤1名、非常勤3名)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業員の指導に当たる。また、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

2 単位目

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

② 従業者

生活相談員 1名以上(常勤3名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画及び横浜市通所介護相当サービス計画書(以下、「通所介護計画等」という。)の作成の補助等を行う

看護職員 1名以上(常勤1名)

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

介護職員 5名以上(常勤1名、非常勤6名)

介護職員は、通所介護等の業務に当たる。

機能訓練指導員 2名以上(常勤1名、非常勤3名)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
また、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日は営業しない。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- ② サービス提供時間
 - 1 単位目 午前9時から午後12時10分までとする。
 - 2 単位目 午後1時30分から午後4時40分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 24名(通常規模) 2単位目 24名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は料金表のとおりとする。

1 交通費を徴収する場合の例

第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円

2 利用者の希望によるその他の費用は以下を徴収する。

おやつ代 120円/回

飲み物代 80円/回

リハビリパンツ代 250円/枚

パッド代 100円/枚

ポロシャツ代 100円/着

上着代 200円/着

ズボン代 200円/着

靴下代 50円/足

フットマッサージ代 1000円/回

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通所介護等の内容及び提供方法)

第8条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

- ① 健康チェック
- ② 機能訓練
- ③ アクティビティ
- ④ 送迎
- ⑤ 居宅生活の支援(相談)

2 通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

- ① 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- ② 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- ③ 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書(以下、「居宅サービス計画等」という)が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。
- ④ 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- ⑤ 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- ⑧ 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- ⑨ 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

横浜市緑区(長津田、長津田町、長津田みなみ台、いぶき野、霧が丘、十日市場町、新治町、三保町、台村町、森の台、小山町、西八朔町)

横浜市青葉区(さつきが丘、つつじが丘、梅が丘、しらとり台、奈良町、榎が丘、恩田町、松風台、桂台、あかね台、)

横浜市旭区(若葉台)

町田市(つくし野、南つくし野、南成瀬、成瀬、成瀬台)

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情に対する対応方針)

第 14 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 16 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 ① 採用時研修 採用後3カ月以内 ② 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇法人と事業所の管理者との協議に基づいて定

めるものとする。

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

附 則

この規程は、令和6年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 6 月 1 日改定)

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。